

**松本都市計画  
(松本市)**

**都市計画区域の整備、開発及び保全の方針**

**長野県**



## 変更理由書

松本都市計画区域は、昭和 46 年に市街化区域(面積 2,262ha)及び市街化調整区域(同 24,168ha)を都市計画決定し、以後、市街化区域・市街化調整区域は、都市化の動向を踏まえて、数次にわたり見直しを行ってきました。

平成 12 年の都市計画法改正により規定された「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、平成 16 年5月に都市計画決定し、平成 22 年 11 月の第1回見直し、平成 26 年 11 月の第2回見直し後、約7年が経過したところです。

県では、平成 31 年3月に、都市計画の最上位計画である「長野県都市計画ビジョン」について、世界共通の持続可能な開発目標(SDGs)や日本全国の共通の課題である市町村合併の進展、総人口の減少、東日本大震災の発生等を背景に、改定を行いました。

また、国においては、人口減少による都市機能維持の課題や環境に配慮した持続可能な社会の実現、災害に強い都市づくりのため、コンパクト・プラス・ネットワークによるコンパクトシティが推進されるとともに、近年の気候変動による激甚化・頻発化する水災害等を契機として、水災害に対するまちづくり等のありかたが検討されています。

今回の見直しは、上位計画に即し、平成 29 年度に実施した都市計画法第6条の規定による都市計画に関する基礎調査の結果等に基づき、都市が抱える課題への対応や今後あるべき都市のすがたに対しての方針を定め、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設等についておおむねの配置、規模等を示し、一体の都市として整備、開発及び保全を図るため、「松本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を変更するものです。

### 都市計画区域マスタープランとは

すべての都市計画区域について、都道府県が「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」を定めるものとされ、人口、人や物の動き、土地の利用のしかた、公共施設の整備などについて将来の見通しや目標を明らかにし、将来のまちをどのようにしていきたいかを具体的に定めるものです。

具体的には、以下のような内容を定めます。

- ①: 都市計画の目標
- ②: 区域区分(市街化区域と市街化調整区域との区分)の決定の有無及び当該区分を決めるときはその方針
- ③: ②の他、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

## 計画書目次

	頁
1. 都市計画の目標	1
(1) 都市計画区域の範囲と目標年次	1
① 都市計画区域の範囲	1
② 目標年次	1
(2) 都市づくりの基本理念	1
(3) 地域ごとの市街地像	3
① 市街地地域	3
② 農業地域	4
③ 自然保全地域	4
2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	5
(1) 区域区分の決定の有無	5
① 県による同一基準での判断結果	5
② 地域特性を考慮した区域区分の検討	5
(2) 区域区分の方針	6
① おおむねの人口	6
② 産業の規模	7
③ 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係	7
3. 主要な都市計画の決定の方針	8
(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	8
① 主要用途の配置の方針	8
② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針	9
③ 市街地における住宅建設の方針	10
④ 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針	10
⑤ 市街化調整区域の土地利用の方針	11
(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	13
① 交通施設の都市計画の決定の方針	13
② 下水道及び河川の都市計画の整備の方針	16
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針	19
(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	20
① 主要な市街地開発事業の決定の方針	20
② 市街地整備の目標	21
(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	22
① 基本方針	22
② 主要な緑地の配置の方針	23
③ 実現のための具体の都市計画制度の方針	25
④ 主要な緑地の確保目標	26

## 松本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

### 1. 都市計画の目標

本計画は、都市づくりに対する合意形成の促進を図るため、松本都市計画区域を対象として、県が広域的見地から、関係市町村や住民の意向を反映しながら、都市計画の目標とその実現に向けた基本的な方針を示すものである。

#### (1) 都市計画区域の範囲と目標年次

##### ① 都市計画区域の範囲

都市計画区域の名称 : 松本都市計画区域  
対 象 市 町 村 : 松本市  
範 囲 : 松本市の一部

##### ② 目標年次

都市計画の基本的な方向 : 令和17年  
市街化区域の規模や都市施設などの整備目標 : 令和7年

#### (2) 都市づくりの基本理念

##### 松本圏域の中心都市

本区域は長野県のほぼ中央に位置し、中信地域の中枢であるとともに中部日本における太平洋ベルト地帯と日本海沿岸地帯の間に位置する内陸の拠点都市である。また、松本圏域（本区域を含む松本市を中心とした3市5村）の中心都市である。

##### 地方中核都市としての役割

地方都市の人口減少への対応が今日的課題として大きくとりあげられている中で、地域の中核的な都市としての役割を果たし、松本広域圏の持続可能な発展を図るためには、都市計画の基本理念である農林漁業との健全な調和を図りつつ、合理的な土地利用計画を策定し、自然環境の保全に配慮しつつ秩序ある整備を着実に実施することが必要である。

##### 社会情勢の変化への対応

国際化の進展、少子・高齢化社会の到来、価値観やライフスタイルの多様化、生活交流圏の拡大及び地球規模での環境保全の必要性の増大等、近年の社会情勢の変化に伴い、より高度で多様な役割を担うことが、より一層強く求められる。

また、ICT技術やサービスの急速な進化がもたらす社会情勢や様々なニーズ、リスク、変化に対応できる柔軟性を備えた都市づくりが求められている。

## 安全・快適な都市づくり

車社会の進展により自家用車利用が生活の基本となっている一方、超高齢社会を迎え、車の運転が困難な人口の増加が予想される。

このため、豊かな自然環境などの恩恵を享受しながら、すべての人が安全、快適で健やかな生活を営むことができるよう、温室効果ガスの排出削減、災害に強く、徒歩、自転車利用の環境整備や公共交通機関等の利便性を高めるなどの集約連携型都市構造を実現し、人に視点を置いた持続可能な低炭素都市づくりを目指す。

また、市街地において狭隘道路や老朽建物が見られることから、近年の集中的、局所的な降雨・降雪や地震などの自然災害に対応できる、災害に強い安全で快適な都市の実現を目指す。

安全で快適な都市とするため、土地利用方策と連動した防災・減災対策が検討又は実施されていない区域については、新たに市街化区域編入は行わない。

## 豊かな自然・美しい田園の調和した都市づくり

緑豊かな山地・丘陵地や松本平に広がる田園地帯などの自然環境の保全及び計画的な土地利用に努める。

また、歴史的・伝統的な建造物やまちなみ、北アルプスの眺望景観、美ヶ原高原などの自然景勝地は、地域の財産であり、これらの保全・活用に努め、美しい景観形成を図る。

さらに、まちなかの身近な河川や湧水及び緑地等の有する環境保全、レクリエーション、防災、景観形成などのグリーンインフラとしての機能が効率的かつ有機的に発揮される都市づくりを目指す。

## 住民参加による個性あるまちづくり

住民にとって利便性が高く、活力とにぎわいのあるまちづくりを実施するために、住民等が主体的にまちづくりに参加できる仕組みを構築し、住民、NPO、事業者及び行政の協働によるまちづくりを実施する必要がある。



### 基本理念

1. 安全で安心してゆとりを持って暮らせる都市づくり
2. 美しい環境を未来へつなぐ都市づくり
3. 熱気と活気にあふれ輝く都市づくり

本区域における都市づくりの基本理念を、上記とし、将来都市像の「ゆとりと活気にあふれる、自然共生都市」を目指す。

### (3) 地域ごとの市街地像

本区域は、次の3つの地域に分けた市街地像の形成に向けたまちづくりを進める。

また、自然環境の保全や農林業の振興等に配慮するとともに、市街地においては、既存の都市基盤施設を活用することによって、コンパクトな都市の実現を目指す。

#### ① 市街地地域

##### a. 商業・業務地

###### 中心拠点

松本城～松本駅～あがたの森に囲まれる中心拠点地区は中心拠点として商業・業務施設が集中しており、松本広域圏の中心拠点として、交通拠点機能を活かした居住機能や行政、福祉などのサービス機能の導入等により、市民・観光客に魅力ある高度な商業地を形成する。また、山岳景観と国宝松本城などの伝統的な街なみ景観を生かしながら、自動車利用を抑制し、安全・安心・快適な人にやさしい歩行者環境の実現を目指すまちづくりを進める。

###### 地域拠点

南松本駅周辺地区、平田駅周辺地区、村井駅周辺地区、島内駅周辺地区、波田駅周辺地区、寿台・松原周辺地区、信州大学周辺地区は、各地域の拠点として、交通結節機能の整備と併せて地域住民の日常生活やコミュニティ活動に必要な商業・医療・福祉などの生活サービス機能の立地誘導を図る。

###### 一般国道19号、143号及び158号の沿道

一般国道19号、松本駅西側から長野自動車道松本インターに至る一般国道143号及び158号沿線は、業務施設、物流施設、工業施設及び住宅からなる複合的・多機能な土地利用の誘導を図る。

##### b. 工業地

###### 宅地開発により周辺の土地利用が変化する工業地区

筑摩・石芝周辺に形成された一団の工業地は、地区内道路や敷地境界部等での緑化を推進することにより周辺市街地との調和を図り、今後とも工業地としての良好な生産環境の形成に努める。

工業施設と住宅地等の混在が目立つ地区は、土地利用の純化を図り、良好な操業環境の確保を図る。

###### 計画的に開発された工業団地

計画的に開発された西南工場団地、大久保工場公園団地、松本臨空工業団地、新松本臨空産業団地、新松本工業団地及び倭工業団地は、良好な環境をもつ工場団地として維持・充実に努める。

### **流通業務団地**

笹賀地区の流通業務団地、神林地区の新松本臨空産業団地については、その機能の維持・充実を図る。

### **新たに産業を誘致する地区**

既存工業団地周辺や主要地方道松本環状高家線沿線、及び交通利便性の高い交通結節点周辺においては、農業的土地利用と調整を図りながら、新たな産業を誘致する地区を検討する。

#### c. 住宅地

### **市街地中心部における中・低層住宅地**

市街地の骨格を形成する中環状道路の内側を、都市型住宅地として、中心市街地周辺や交通拠点周辺に中・低層の住宅地を配置し、計画的な市街地の整備や誘導により、業務環境と居住環境の調和を図る。

### **郊外部における低層住宅地**

中環状道路の外側には、低層の住宅地を配置し、地区の良好な眺望や文化を生かしながら、ゆとりと潤いのある居住環境を形成する。

#### ② 農業地域

市街地の周辺及び梓川・波田地域に展開する農地については、本区域の農業生産を担う基盤であり、また美しい景観を形成している空間として位置付け、その保全に努めるとともに点在する集落地の生活環境の維持・充実に努める。

#### ③ 自然保全地域

八ヶ岳中信高原国定公園の自然保全地域については、市街地で営まれる都市活動を環境面から支える本区域の財産と位置付け、今後とも自然環境の保全に努める。

## 2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

### (1) 区域区分の決定の有無

#### **本都市計画に区域区分を定める。**

なお、区域区分を定めるとした根拠は次のとおりである。

#### ① 県による同一基準での判断結果

県では、人口の動向、土地利用の状況等に着目し、県下同一基準に基づいて、本区域における区域区分の必要性が有ると判断した。その概要は以下のとおりである。

- ・本区域の平成 27 年度の行政区域人口は、24 万 3 千人であり都市の集積性が高い。
- ・平成 17 年度から平成 27 年度の人口増加は 752 人であり、平成 3 年度から平成 13 年度の第 2 次、3 次産業の従業者の伸びは、15.3%と県平均 7.4%を上回っており、都市の成長性が高く、今後とも操業環境の整備・改善を図りながら成長を維持していく必要がある。
- ・本区域の市街化区域内の道路面積率は 14.1%（平成 29 年度現在）であり、住宅地として望ましいとされる 15%を下回っており、老朽木造密集地帯など基盤整備が遅れている地区が存在することから、計画的な市街地改善が必要である。

#### ② 地域特性を考慮した区域区分の検討

本区域においては、従来から区域区分を行ってきており、市街化区域内での人口の定着が進行し、市街化調整区域の農地が保全されているなど、計画的な市街地形成を行うことができ、区域区分の効果は十分にあったと考えられる。

さらに、今後も一定の開発需要があると想定され、市街地の無秩序な拡散を抑制し、計画的な規制・誘導を行うとともに、市街化調整区域の田園環境保全に努めるため、今後とも区域区分を継続して定めることが必要である。

このような本区域の状況と考え方を踏まえて、以下のような方針とする。

**本区域は、これまで、区域区分の設定により市街化区域外への無秩序な拡散を抑制しており、さらに、今後も良好な自然的環境の整備・保全を図り、計画的な規制・誘導が必要であるため、区域区分を定める。**

(参 考)

■「区域区分」とは

「区域区分」とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を、優先的、計画的に市街化を図る「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」とに区分することで、一般に「線引き」と言われている。

■「区域区分」を「する」か「しない」かは、県が判断

平成12年5月の改正以前の都市計画法では、「区域区分」をするか、しないかは国が法律によって定め、当分の間、一定の条件を満たす都市計画区域を対象として、限定的に実施されてきた。しかし、高度成長期の「都市化社会」から安定・成熟した「都市型社会」への移行など、近年の社会経済情勢の大きな変化を踏まえ、平成12年5月の都市計画法の改正により、「区域区分」については、広域的観点から県が、地域の状況に応じて区域毎に判断することとなった。

(2) 区域区分の方針

① おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区 分 \ 年 次	平成27年 (基準年)	令和7年 (基準年から10年後)
都市計画区域内人口	236.1千人	おおむね232.4千人
市街化区域内人口	173.0千人	おおむね173.6千人
市街化調整区域内人口	63.1千人	おおむね58.8千人

(注) 市街化区域内人口は、保留された人口を含むものとする。

(注) 平成27年基準年は「国勢調査」及び「都市計画基礎調査」による統計値。

平成27年基準年人口は総人口の実績値。

令和7年の都市計画区域内人口は、国立社会保障・人口問題研究所によるコーホート要因法により算出した各市町村の人口から、回帰式による都市計画区域外人口を減じて算定。

令和7年の市街化調整区域内人口は、過去の都市計画基礎調査による市街化調整区域の人口を回帰分析により推計して算定。

令和7年の市街化区域内人口は、算定した都市計画区域内人口、市街化調整区域内人口により、都市計画区域内人口から市街化調整区域内人口を減じて算定。

## ② 産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

区 分		年 次	平成27年 (基準年)	令和7年 (基準年から10年後)
		生産規模	工業出荷額	4,894億円
卸小売販売額	10,618億円		6,999億円	
就業構造	第1次産業	6.8千人 (5.8%)	5.2千人 (4.7%)	
	第2次産業	28.4千人 (24.2%)	22.2千人 (19.9%)	
	第3次産業	82.0千人 (70.0%)	84.1千人 (75.4%)	

(注) 基準年においては行政区域を対象とした値を、目標年次の平成27年においては都市計画区域を対象とした値を示している。

(注) 令和7年の生産規模の工業出荷額は、平成22年から平成27年までの毎年の実績値（工業統計調査及び経済センサス）を基に日本銀行資料の企業物価指数によるデフレーター補正值を用いて回帰分析により推計した値。

令和7年の生産規模の卸小売販売額は、平成16年から平成27年までのおおむね3年毎の実績値（工業統計調査及び経済センサス）を基に日本銀行資料の企業物価指数によるデフレーター補正值を用いて回帰分析により推計した値。

平成27年基準年の就業構造は、平成27年国勢調査報告による実績値。

令和7年の就業構造は、平成7年から平成27年の5年毎の実績値を基に回帰分析により推計した値。

## ③ 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

本区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、平成27年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接しおおむね10年以内に優先的かつ計画的市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年次	平成27年 (基準年)	令和7年 (基準年から10年後)
市街化区域面積	4,008ha	おおむね4,034ha

(注) 市街化区域面積は、令和7年時点における人口の保留フレームに対応する市街化区域面積を含まないものとする。

### 3. 主要な都市計画の決定の方針

#### (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### ① 主要用途の配置の方針

###### a. 業務地

日本銀行・税務署・裁判所等が集積している松本城周辺及び長野自動車道松本インターに近接する県合同庁舎を中心とする地区を官公庁施設が集積している業務地として位置付ける。

###### b. 商業地

###### ア. 広域中心商業地

松本城～松本駅～あがたの森に囲まれる中心拠点地区を広域中心商業地として位置付ける。

###### イ. 地区中心商業地

J R南松本駅周辺地区、平田駅周辺地区、村井駅周辺地区、島内駅周辺地区、波田駅周辺地区、寿台・松原周辺地区、信州大学周辺地区を地区中心商業地として位置付ける。

###### ウ. 観光商業地

温泉を観光資源とする浅間温泉街及び美ヶ原温泉街の各地区を観光商業地として位置付ける。

###### c. 工業地

筑摩・石芝周辺に形成された一団の工業地、計画的に開発された西南工場団地、大久保工場公園団地、松本臨空工業団地、新松本臨空産業団地、新松本工業団地及び倭工業団地を工業地として位置付ける。

また、既存工業団地周辺や主要地方道松本環状高家線沿線及び交通結節点周辺は、都市交通網の整備による利便性を活用し、周辺の農業的土地利用と調整を図りながら、新たな産業基盤の形成を図る。

###### d. 流通業務地

笹賀地区の流通業務団地、神林地区の新松本臨空産業団地を流通・業務地に位置付ける。

また、既存の団地近隣や主要地方道松本環状高家線沿線、及び交通利便性の高い交通結節点周辺においては、必要に応じて周辺の土地利用との調和を図りつつ、その立地条件を活かした土地利用を検討する。

## e. 住宅地

### ア. 既成市街地の住宅地

既成市街地内の住宅地については、中心市街地においては土地の高度利用を図りつつ、魅力ある街づくりを行う、比較的高密度の住宅地として位置付ける。市街化区域内緑地は、ゆとりある居住空間の環境の一部として良好な都市環境の形成に資するものとして活用を図る。

### イ. 進行市街地の住宅地

既成市街地に隣接している進行市街地については、地区計画の導入等により良好な住環境を目指す住宅地として位置付ける。

### ウ. 新市街地の住宅地

既成市街地に隣接する新市街地の住宅地については、既成市街地を含んだ一体的なまちづくりができるよう、必要に応じて計画的な居住環境の整備・誘導を図り、農業と調和のとれた住宅地として位置付ける。

## ② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

### a. 商業地における建物の密度の構成に関する基本方針

#### **高密度利用区域：JR松本駅周辺地区**

松本駅周辺土地区画整理事業および中央西土地区画整理事業により整備した地区とその周辺においては、街並みや居住環境などに配慮しながら高密度な土地利用を図る。

### b. 工業地における建物の密度の構成に関する基本方針

#### **低密度利用区域：西南工場団地、大久保工場公園団地、松本臨空工業団地、新松本臨空産業団地、新松本工業団地、倭工業団地**

西南工場団地、大久保工場公園団地、松本臨空工業団地、新松本臨空産業団地、新松本工業団地、倭工業団地においては、周辺の環境、公害防止などに配慮しながら低密度な土地利用を図る。

### c. 住宅地における建物の密度の構成に関する基本方針

#### **低密度利用区域：蟻ヶ崎、岡田等**

蟻ヶ崎、岡田、横田・惣社、北原町・美芳町においては、低層住宅の良好な住環境の保持に努めながら低密度な土地利用を図る。

### ③ 市街地における住宅建設の方針

公営住宅、高齢者・障がい者向け住宅においては、既存ストックの有効活用を図る建替・改修により、居住水準の向上を図る。

民間住宅においては、安心安全で良質な住宅と良好な住宅環境づくりの促進を図り、地域の特性を活かした住環境整備を推進する。家族構成や社会的ニーズの変化等に伴い増加している空き家等に関しては、松本市空家等対策計画に基づき、利活用を促進する。

### ④ 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

#### a. 土地の高度利用に関する方針

##### 中心市街地の活性化

商業・業務地の中心拠点については、土地区画整理事業や再開発事業により一定の都市基盤整備が達成されているが、商業活性化施策と一体的・総合的な市街地環境の整備施策を展開する必要があることから、都市のスポンジ化を抑制し、街の顔にふさわしい景観に配慮した土地の高度利用と都市機能の維持・誘導を図る。

#### b. 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

##### 用途の純化

住工混在が見られ、現状の土地利用と用途地域が乖離する地区は、用途純化に向けた用途地域の見直しを行う。

また、都市機能の維持・誘導が適切に行われるよう、必要に応じた用途地域の見直しを行う。

##### 用途の複合化

商業・業務地の中心拠点の外延部については、土地利用の複合化を図り都市型の業務・住宅を形成する。

また、一般国道 19 号沿道及び松本駅西側から長野自動車道松本 I C に至る市街地を工業と都市型の住宅や商業・サービス施設が複合した多機能な土地利用に誘導する。

#### c. 居住環境の改善又は維持に関する方針

##### 安全快適な都市づくり

令和元年度に実施した災害危険度判定の調査結果を基に松本市防災都市づくり計画を改定するとともに、防災指針や復興事前準備の考え方を検討し、より安全快適な都市づくりを目指した取り組みを推進する。

また、市民主体の活動との協働により避難路や避難地確保に向けた検討や、震災による被害を最小限に抑えるため、耐震診断や耐震改修を促進し耐震性の向上を図る。

中心市街地の木造建物密集地については、火災時の延焼防止などを目的とした防災基盤の整備とあわせ、沿道の緑化や建築物の不燃化を誘導し、居住環境の改善を図る。

d. 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

**風景の維持・保全**

風致地区や市街地内に点在する寺社樹林地などについては、良好な環境の形成を目指し積極的に保全を図る。

また、地域色や郷土色が感じられる地域づくりを目指し、松本市景観計画による良好な街なみ形成の配慮や眺望点としての位置づけ、歴史や文化を残す風景の維持・保全に努める。

⑤ 市街化調整区域の土地利用の方針

a. 優良な農地との健全な調和に関する方針

**優良農地の保全**

都市部西側の農地と東山部、梓川および波田市街地周辺の地域は、良好な農地として利用されており、優良農地として保全すべき地区である。

特に農業の基盤となる優良農地の適正な保全と活用が重要であるため、良好な田園景観の保全が求められている中、田園景観の保全を図る土地利用は優良農地として保全する。

b. 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

**保安林、砂防指定地等の治山治水対策を講ずる区域の保全**

現在の保安林、砂防指定地等の治山治水対策を講ずる区域は保全すべき区域とする。

さらに、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りの土砂災害の恐れのある区域において、住民の生命及び身体を保護するため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域等の指定を行うと共に、土砂災害の恐れのある区域についての危険周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

c. 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

**山地、丘陵部、田園、河川の環境・景観保全**

北部から東部の山地、丘陵部は極力自然環境および自然景観の保全に努める。

城山風致地区と浅間風致地区は樹林・その他の自然地風致の維持を図るとともに、良好な自然環境や樹林地については、今後新たな地域性緑地の指定により保全を図る。

また、松本平の田園景観を特徴付ける、本区域の西部から南部に広がる田園地域を保全する。

さらに、豊かな生物生息環境を有する河川を保全し、うるおいとやすらぎのある河川空間を形成する。

d. 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

**計画的な土地利用の推進**

都市整備、自然環境保全に関する各種法令の適正な運用を図ることにより、秩序ある土地利用を図る。集落のコミュニティの維持・活性化を図るため、地域の実情に応じた地区計画の決定や、各種開発許可制度の活用を図る。

既存の産業集積地等については、周辺環境と調和させながら適正な土地利用を維持する。幹線道路沿道など今後開発圧力が高まることが予想される区域については、あらかじめ計画的な土地利用を検討する。

現行の市街化区域に隣接した地区で計画的な市街地整備の見通しがある地区においては、関係機関との調整の上で、各種制度の検討を行い、計画的な整備を図る。

また、隣接する塩尻都市計画区域とは、現況及び今後の見通しを踏まえ、広域的課題の調整や土地利用が図られるよう適切な検討を行う。

市街化調整区域の建築物の形態制限については、地域の土地利用の状況やまちづくりの方針、景観計画の方針などを踏まえ、良好な生活環境の確保を図るための住宅地に準じた制限値とする。

## (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### ① 交通施設の都市計画の決定の方針

#### a. 基本方針

#### ア. 交通体系の整備の方針

#### 計画的かつ効率的な交通体系の整備

本区域の交通特性として、自動車保有率の高さと都市計画道路・一般国道等の幹線道路密度、4車線道路密度の小ささがあげられる。主に一般国道19号などにおける日常的に道路渋滞、利用が低迷している公共交通の存続と活用、マイカー依存から他の交通手段への転換などが課題である。

このことが本区域内の社会・経済活動に及ぼす影響は大きく、超少子高齢型人口減少社会の進行、交通インフラの維持・整備のための公共投資が縮小となるなか、より効果的な交通体系の見直し及び整備が必要である。

道路整備と並行して、鉄道・バスなどの公共交通と自動車の双方とも適正利用ができるような公共交通利用環境の整備と自転車利用環境の改善も合わせて行う必要がある。

また、渋滞解消や公共交通機関の利用促進により、温室効果ガスの排出を抑制して地球温暖化防止を図り、環境負荷の少ない都市づくりを進める。

信州まつもと空港については、県内唯一の空の玄関口として有効活用されるよう、利便性の向上や地域振興などの活性化を進める。

今後はこれらの都市交通問題に対処し、地方中核都市としての機能を十分発揮するとともに、集約連携型まちづくりのための交通環境整備、公共交通のサービス水準の向上、道路交通の円滑化・機能の向上、モビリティマネジメント、人を優先したユニバーサルデザインによる歩きやすいまちづくり、都市防災等に取り組むため総合都市交通計画の方針を基に、計画的かつ効率的な交通体系の整備を図るものとする。

- ◆ 鉄道・バス・タクシー等交通手段との総合的な交通体系の確立を図る。
- ◆ ストリートデザイン等の取り組みにより、居心地が良く歩きたくなるまちなかをつくる。また、ユニバーサルデザイン化を推進する。
- ◆ マイカーから公共交通や徒歩、自転車への転換を促進する道路・まちづくりを図る。
- ◆ 効果的・効率的なみちづくり、既存ストックを有効活用した整備を推進する。
- ◆ 幹線道路及び拠点地域や観光地域を連絡する道路整備を促進する。
- ◆ 中心部への車両の流入を減少させるための環状道路と地域の拠点を結ぶ放射道路の整備を図る。
- ◆ 地域の防災性の向上を考慮した道路の整備を促進する。
- ◆ 信州まつもと空港の有効活用を図る。

## イ. 整備水準の目標

### 都市計画道路の整備、公共交通機関利用者の増加

道路については、現在都市計画決定延長約 115.5km のうち 49.1km (約 1.22km/用途地域面積  $k m^2$ ) が整備されている。(令和 2 年 4 月 1 日現在)

今後も引き続き整備計画に基づき整備を促進するものとし、おおむね 53km(約 1.31km/ $k m^2$ )になることを目標として整備を図る。

また、鉄道駅において交通結節点としての機能の向上を図るとともに、バス利用環境を向上させ、公共交通機関利用者の増加を図る。

## b. 主要な施設の配置の方針

### ア. 道路

#### 広域幹線道路の整備

岐阜県に連なる東西方向の広域幹線道路として中部縦貫自動車道を配置する。

#### 周辺都市圏との連携を強化する道路網の整備

松本都市圏と佐久都市圏を結ぶ松本佐久連絡道路を始め、長野都市圏、上田都市圏、大町都市圏等他圏域との連絡強化を図る。

#### 本区域内を一体化する道路網の整備

南北軸・東西軸・環状軸の強化を図る。中部縦貫自動車道(松本波田道路)のインターチェンジ新設に伴い、松本環状高家線のバイパス整備や渋滞対策道路など、接続道路を含む周辺道路ネットワークの配置について見直しを行う。

## イ. 鉄道

### 鉄道の持続可能な運用

JR 篠ノ井線、大糸線、アルピコ交通上高地線の鉄道は、他の公共交通と連携しながら一体的な公共交通機関としてサービス水準の維持・向上に努め、マイカーからの利用転換を促進しながら、持続可能な運用を図る。

## ウ. 駐輪場

### 駐輪場の整備

鉄道駅周辺の駐輪場の整備を促進するとともにシェアサイクル等の普及を促進する。

## エ. 自由通路・駅前広場

### 自由通路・駅前広場の整備及び広場と一体的なバス・タクシー乗り場等の整備

JR主要駅において交通結節機能の向上を図るため、自由通路を整備し駅の一体化を図る。さらに、鉄道とバス・タクシー・自家用車・自転車等の乗換利便性の向上を図るため、交通ターミナルとして駅前広場の整備と一体的にバス・タクシー乗り場等を整備する。

## オ. 交通管理

### 交通需要マネジメント・モビリティマネジメントの推進

交通混雑の緩和方策としてパークアンドライド事業（交通需要マネジメント）を充実するとともに、商業・業務地の中心拠点周辺においてFRINGE駐車場の配置を検討する。

また、健康寿命の延伸、環境負荷の軽減に対応するために、自らの意思でマイカー利用から転換し、徒歩、自転車、バスや鉄道などの公共交通機関を利用することへの意識転換（モビリティマネジメント）を図る。

## c. 主要な施設の整備目標

### ア. 道路

おおむね10年以内に整備することを予定する主な施設等は、次のとおりとする。

種別	路線名称
道路	都市計画道路1・4・1 松本波田線
	都市計画道路3・5・6 出川浅間線
	都市計画道路3・4・11 宮渕新橋上金井線
	都市計画道路3・2・12 内環状北線
	都市計画道路3・3・15 松本駅北小松線
	都市計画道路3・4・22 小池平田線
	都市計画道路3・2・29 長野飯田線
	都市計画道路3・4・34 中条白板線
	都市計画道路3・2・43 内環状南線
	都市計画道路3・5・25 南松本駅石芝線
	都市計画道路3・4・46 出川双葉線
	都市計画道路3・4・47 芳野双葉線

## ② 下水道及び河川の都市計画の整備の方針

### a. 基本方針

#### ア. 下水道等及び河川の整備の方針

##### 【下水道】

#### 公共水域の水質保全と生活環境の整備、雨水浸水の防止

人口減少下において効率的な汚水処理を行うため、将来土地利用に合わせた公共下水道区域の見直しの検討を行う。

下水道区域については、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、下水道整備（未普及対策）と合流式下水道の分流式への改善を進めるとともに、老朽化した施設の改築更新、下水道施設の耐震化及び耐水化、雨水幹線・雨水調整池及び排水機場等の整備を行う。

また、効率的で持続可能な事業運営を推進するための広域化・共同化、脱炭素社会の構築を目指した省エネ・創エネ、バイオマス利活用による資源循環の取組みを進める。

##### 【河川】

#### 河川の安全確保・景観形成と流域対策の推進

梓川や奈良井川をはじめとする河川の改修事業を促進し、市街地の安全及び親水機能確保と良好な景観形成のため整備を図る。

特に近年の都市化の進展による流域の持つ保水遊水機能の減少等を考慮して、河川整備と流域対策を図る。

また、中心市街地に位置する河川では、河川空間とまち空間が融合した良好な空間の形成を図る。

### イ. 整備水準の目標

##### 【下水道】

#### 事業認可区域の適正な維持管理

①下水道整備全体計画区域 6,728haのうち、公共下水道事業計画認可区域 5,004ha・特定環境保全公共下水道事業認可区域 1,308haについて、計画区域内の整備は概ね完了している。今後は、水質が適正に保たれるように適正な維持管理に努める。

②安定した下水道機能を確保するため、ストックマネジメント計画に基づき、老朽化施設の計画的な改築更新を行う。

③地震による被害を防止するため、終末処理場の重要施設や重要な幹線等における耐震化を行う。

④洪水及び内水による被害を軽減するため、計画降雨及び照査降雨における下水道施設の耐水化を行う。

⑤局地的豪雨や都市化により雨水が短時間に流れ出す、いわゆる都市型水害に対応するため、下水道法事業計画に基づき、約 872.7ha を目標に雨水幹線・雨水調整池及び排水機場等の整備を行う。また、気候変動による水害の頻発化・激甚化に対応するため、グリーンインフラの持つ防災機能の活用や各戸雨水貯留施設設置の普及促進を図る。

⑥人口減少、施設の老朽化、担い手減少等の問題を解決するために、ハード・ソフ

ト両面において広域化・共同化を行う。

⑦脱炭素社会の構築を目指し、終末処理場における省エネ運転、改築更新時の省エネ機器導

⑧持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想等に基づき、下水汚泥の利活用に取り組む。

#### 2) 浄化槽等

公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、定められた水質基準及び構造基準を満たした浄化槽等の設置を促進する。設置後は、管理者に対し、浄化槽法に基づく保守点検、法定検査、清掃の徹底を図る。

#### 【河川】

親水護岸や自然の生態系保護、治水の安全性を高めるための河川整備及び流域対策を推進する。

b. 主要な施設の配置の方針

【下水道】

本区域には、既成市街地及びその周辺を中心とした区域に、松本市の単独公共下水道や松本市、安曇野市の2市をまたぐ犀川安曇野流域下水道等があり、それぞれ事業計画に示された配置に基づき整備を進める。公共下水道による集合処理が適さない区域では、合併処理浄化槽の普及を図る。

雨水については、近年の気候変動の状況等を踏まえ、必要に応じて排水区域や施設規模、配置の見直しを行う。

【河川】

**梓川や奈良井川等の整備**

梓川や奈良井川をはじめとする河川の整備を図る。

c. 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備することを予定する主な施設は次のとおりである。

種 別	名 称
下 水 道	(汚水) <ul style="list-style-type: none"> <li>・犀川安曇野流域下水道安曇野処理区</li> <li>・松本市特定環境保全公共下水道安曇野処理区（犀川安曇野流域下水道関連）</li> <li>・松本市公共下水道宮渚処理区</li> <li>・松本市公共下水道両島処理区</li> <li>・松本市公共下水道波田処理区</li> <li>・松本市特定環境保全公共下水道西南処理区</li> <li>・松本市特定環境保全公共下水道島立処理区</li> <li>・松本市特定環境保全公共下水道中山処理区</li> <li>・松本市特定環境保全公共下水道内田処理区</li> <li>・松本市特定環境保全公共下水道山辺処理区</li> <li>・松本市特定環境保全公共下水道稲倉処理区</li> <li>・松本市特定環境保全公共下水道四賀処理区</li> <li>・松本市特定環境保全公共下水道上高地処理区</li> </ul>
	(雨水) <ul style="list-style-type: none"> <li>・松本市公共下水道宮渚処理区内の排水区</li> <li>・松本市公共下水道両島処理区内の排水区</li> </ul> <p>※改築関係事業を含む</p>
河 川	梓川、奈良井川、田川、女鳥羽川、薄川

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a. 基本方針

**人口動向に応じたごみ処理施設、卸売市場等の整備**

健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の向上を図るため、人口の動向に対応しながら、ごみ処理施設、卸売市場等の施設の整備を図る。

b. 主要な施設の配置の方針

ア. ごみ処理施設

**ごみ焼却施設及び最終処分場の効率的な運用**

ごみ焼却施設及び最終処分場は、今後も効率的な運用を図る。

イ. 卸売市場

**松本市公設地方卸売市場の随時見直し**

松本流通業務団地内の松本市公設地方卸売市場は、今後の交通網の整備に伴う流通システムの多様化に対応し、随時施設の見直しを行う。

### (3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

#### ① 主要な市街地開発事業の決定の方針

##### a. 基本方針

良好な都市環境を備えた市街地の形成を着実に進めていくため、行政と住民が一体となって地域の特性を活かした市街地整備を面的に行う。

##### ア. 中心市街地

中心市街地は、近年の超少子高齢型人口減少社会の進行、ライフスタイルの変化等により急速に空洞化が進行しておりその対策の必要性が増している。このため、市街地基盤整備と商業の一体的・総合的な施策を行うとともに、歩いて暮らせる都心居住を推進し、中心市街地の活性化を図る。

なお、整備にあたっては、行政と住民などとのパートナーシップによる歴史と文化を活かしたまちづくりをめざし、良好な街並み形成を図る。

##### イ. 市街化進行地域

基盤施設が不十分なままで無秩序な市街化が進行している地域は、地区の実情に応じて、地区計画等を活用して基盤施設の整備を行い、土地利用の増進と生活環境の改善を図る。

##### ウ. 新市街地

土地区画整理事業等の実施により新たに形成された新市街地においては、整備済みの良好な都市基盤を活かしながら地区計画等を活用することにより、さらに魅力的な市街地の形成を図る。

##### エ. 市街化区域内の低・未利用地

現在の市街化区域内の農地は、都市にあるべきものとして保全を図る。一方、市街化区域内に小さく散在する空き地等の低・未利用地については、民間の土地利用を促し人々が集い活動を広げる新たな公共空間等を創出し、活用を図る。また、整備が完了した地区内においては早期建築がされるよう宅地利用の促進を図る。

##### b. 市街地整備の方針

重点的に整備を図るべき区域は、次のとおりである。

地区名	整備の方針
松本城周辺地区	内環状北線、松本城南・西外堀を整備し、国宝松本城と城下町の歴史を活かした、水と緑とにぎわいのあるまちづくりを図る。

② 市街地整備の目標

おおむね10年以内に実施を予定している主な面的開発事業又は新たに市街化区域を予定している区域は、以下のとおりである。

a. 土地区画整理事業等

地区名	面積 (ha)
村井東田上村井地区	約6.8

#### (4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

##### ① 基本方針

本区域は長野県の中央部に位置し、中央アルプス山系から連なる山地や丘陵地とこれに続く土地及び北アルプス山系から続く平坦な土地で構成されている。区域内には、梓川や奈良井川をはじめ、田川・女鳥羽川・薄川・鎖川等多くの河川が流れており、奈良井川以東では、松本城を中心として市街地が発達している一方、奈良井川以西では松本市道 8730 号（旧一般国道 147 号）と一般国道 158 号の沿線などで市街地が形成されているが、安曇野へと続く県内でも有数の穀倉地帯が広がっている。

また、国宝松本城・国宝旧開智学校校舎・史跡弘法山古墳・重要文化財旧松本高等学校等、歴史的意義の高い文化財を有している。

さらに、本区域は従来より県内交通の要衝として栄えており、長野自動車道や信州まつもと空港等の高速交通網の整備により、地方中核都市としての役割は一層高まっている。

このような都市化の進展や近年の生活環境・防災に関する市民意識の高まりとともに、緑の保全、うるおいや安らぎのある環境づくり、災害時の安全性の確保、魅力ある街なみ景観の形成等、多様な役割を担う緑の創出・育成に対する取り組みが求められている。

このため、本区域が目指す将来都市像「ゆとりと活気にあふれる、自然共生都市」実現の一環として、次のような方針のもとに自然的環境の保全や公園緑地等の公共空地の整備及び緑化を推進する。

- ◆ 自然景観の骨格をなす環境の保全
- ◆ 歴史・文化的風土を醸成する緑地の保全及び育成
- ◆ 身近な緑地の保全・育成

##### a. 緑地の確保目標水準

令和7年における緑地確保目標量	都市計画区域に対する割合
約19,900ha	約75%

※松本地域を対象とした目標値

##### b. 都市公園等の施設として整備する緑地の目標水準

「量」から「質」へと発想を転換し、緑の「量」のみに重点を置くのではなく、心地良さや美しさといった「質」の向上を重視する。

(参考)

年次	令和7年
都市計画区域人口 1 人当たりの目標水準	40m <sup>2</sup> /人

## ② 主要な緑地の配置の方針

本区域における都市環境及び生物生息・生育環境の保全、災害時の安全性及び市民のやすらぎ空間の確保、魅力ある街なみ景観の形成を進めるため、緑地を機能別に環境保全、レクリエーション、防災、景観の4つの系統に分類し、それぞれの視点からの配置方針を次のように定める。

### a. 環境保全系統の配置方針

#### ア. 良好な自然環境や多様な生物の生息・生育環境を有する緑地の保全

既存の国定公園や郷土環境保全地域など、良好な植物群落や水辺等を有する緑地やほ乳類、鳥類、昆虫類等の多様な動物の生息環境となっている緑地を保全する。

#### イ. 都市や地域の歴史・文化的な風土を醸成する緑地の保全・育成

文化財、旧跡、社寺などと融合し、都市や地域の歴史・文化的な風土を醸成する緑地を保全するとともに、その育成を図る。

#### ウ. 都市環境や身近な生活環境の形成に資する緑地の整備・保全

既存の都市公園や風致地区及び河川など市街地内やその近郊にあり、都市気象の緩和や快適な生活環境の保全・創出に資する緑地を保全するとともに、新たな都市公園や都市緑地等の整備を検討する。

#### エ. 緩衝緑地の配置

大規模な産業地については、災害時又は操業時の周辺環境に対する影響を緩和するため、敷地内の周辺部に緩衝緑地を適宜配置する。

#### オ. 水源林、美しい森林風景としての森林環境の保全（西部森林地域）

波田・梓川地区の西側に位置する森林地域の多くは都市計画区域の外側に位置しているが、現在比較的良好な環境にあることから、現状における法規制の状況を将来とも維持していく。

### b. レクリエーション系統の配置方針

#### ア. 身近なレクリエーション需要に応える住区基幹公園の適切な配置

身近な、生活圏レベルにおける市民の休息や運動の場を確保するため、市街地内における誘致距離が、街区公園は概ね250m、近隣公園は概ね500m及び地区公園は概ね1kmとなるように、配置することを目標とする。

#### イ. 都市や広域レベルでのレクリエーション需要に応える都市公園の配置

住民の健康の維持・増進及びコミュニティの醸成等に寄与するため、総合公園（アルプス公園、松本城公園）の改修やその周辺の整備拡充を図る。また、松本平広域公園については、活用と拡充の必要性を検討する。

#### ウ. 多様な余暇活動需要に応える公園緑地の配置

既存の中山墓園や河川緑地（都市緑地）の活用を図る。

#### エ. レクリエーションネットワークを形成する緑地軸の配置

レクリエーション拠点となる公園緑地の有効活用を図るため、これらを相互に結ぶ道路及び河川等を緑地軸として配置し、その積極的な緑化を図る。

### c. 防災システムの配置方針

#### ア. 自然災害の防止効果のある丘陵緑地の保全

風・水害や土砂流出及び斜面崩壊等に対する災害防止効果のある保安林や砂防指定地等の法指定地を維持するとともに、市街地や集落地に隣接する浅間地区、山辺地区等の丘陵緑地の保全を図る。

#### イ. 市街地火災の延焼遮断効果のある緑地の整備・保全

市街地における火災の延焼遮断機能を有する幹線道路や河川を延焼遮断帯として位置付け、延焼遮断効果のある緑地（並木）の整備・保全を図るとともに、必要に応じて防災道路を配置する。

#### ウ. 避難地・避難路となる公園緑地の配置

地震や火災時の避難地を確保するため、地域防災計画による避難地との機能分担を図りながら公園緑地を配置するとともに、市街地における広域避難地としての松本城公園の拡充整備を図る。また、これらを結ぶ避難路、輸送路として道路を必要に応じて配置し、緑化を図ることによりその機能の充実を図る。

### d. 景観システムの配置方針

#### ア. 自然的景観を特徴づけている緑地や水辺の保全と育成

市街地からの視対象となる城山、浅間、岡田、美ヶ原温泉周辺及び廣澤寺周辺地区等の里山景観を形成する緑地を保全する。また、本区域を流下する河川は骨格的な水辺の景観軸として眺望景観の保全に努めるものとする。

さらに、松本平の広大な田園地域は、本区域の田園景観を形成する緑地として保全・活用する。

#### イ. 歴史・文化的風土を醸成する緑地の保全

国宝松本城のある松本城公園、城山公園及びあがたの森公園等の緑地や市街地内に存在する神田、筑摩、並柳及び井川城等の独立樹林群、さらには屋敷林や社寺境内地内の緑（鎮守の森）を保全し、緑豊かな景観と融合した歴史・文化的な風土を醸成する。

#### ウ. 身近な街並み景観を形成する緑地の整備・育成

松本市で発祥した「花いっぱい運動」等の緑化施策を活用し、道路の沿道や歩道、学校、官公庁及び文化施設等の公共施設、並びに工場等の大規模事業所敷地や民有地内

の緑化を進め、身近な街並みにおける緑地景観の整備・育成を図る。

## エ. 防災機能、都市環境の保全などの視点から見た緑地の整備・保全

波田地区の大きな特徴のひとつである梓川沿いの段丘林をはじめ、屋敷林や境内林などは、郷土の優れた景観を形成する機能だけでなく、防災としての機能、都市としての環境の保全や自然生態系の保全機能など、多様な機能を持っているため、これらの機能の確実な保全と、さらには今後の都市整備に伴う新たな緑地空間の創出、機能強化、緑地空間の特性に応じた整備を進める。

### ③ 実現のための具体的な都市計画制度の方針

#### a. 公園緑地等の整備方針

都市公園等の施設として整備すべき緑地については、都市計画区域人口一人当たり約 40 m<sup>2</sup>以上となるよう整備を進める。

(参考)

公園緑地等の種別		配置方針	整備目標 (m <sup>2</sup> /人)
住区基幹公園	街区公園	市街地内において、誘致距離が概ね250mとなることを目標とし、94カ所、約19haの確保を図る。	40.0
	近隣公園	市街地内において、誘致距離が概ね500mとなることを目標とし、19カ所、約35haの確保を図る。	
	地区公園	市街地内において、誘致距離を概ね1kmとして配置済みであり、既存の城山公園(6.1ha)、あがたの森公園(6.1ha)及び芳川公園(3.9ha)及び梓川ふるさと公園(18.8ha)の活用を図る。	
都市基幹公園	総合公園	既存のアルプス公園(72.7ha)、松本城公園(10.5ha)の活用を図る。	
特殊公園	歴史公園	弘法山古墳公園(6.8ha)の活用を図る。	
	墓園	既存の中山墓園(47.0ha)の活用を図る。	
広域公園		既存の松本平広域公園(152.3ha)の活用を図る。	
都市緑地		既存の奈良井川緑地(3.6ha)、牛伏川緑地(0.4ha)等の活用を図る。	
公共施設緑地		公共施設緑地として、既存の河川緑地、児童遊園、農村広場、農村公園、運動場・グラウンド、教育文化施設、市民農園、レクリエーション施設及び開発行為による緑地を位置付け、さらに今後の河川や公共公益施設及び住宅地等の整備に合わせた緑地の拡充や市民農園の開設による拡充を図る。	

b. 緑地保全地区等の指定方針

良好な自然環境の保全等を図るため、風致地区等の指定を以下のように進めるものとする。

地区の種別	指定方針	指定目標
風致地区	既存の城山風致地区、浅間風致地区、松本城址風致地区の保全を図る。	約344ha
緑地保全地区	市街地内における筑摩神社の樹林地をはじめとする主要な社寺林や多様な生物生息・生育環境を保持する緑地や水辺地を対象に、26カ所を指定する。	約30ha

④ 主要な緑地の確保目標

a. おおむね 10 年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

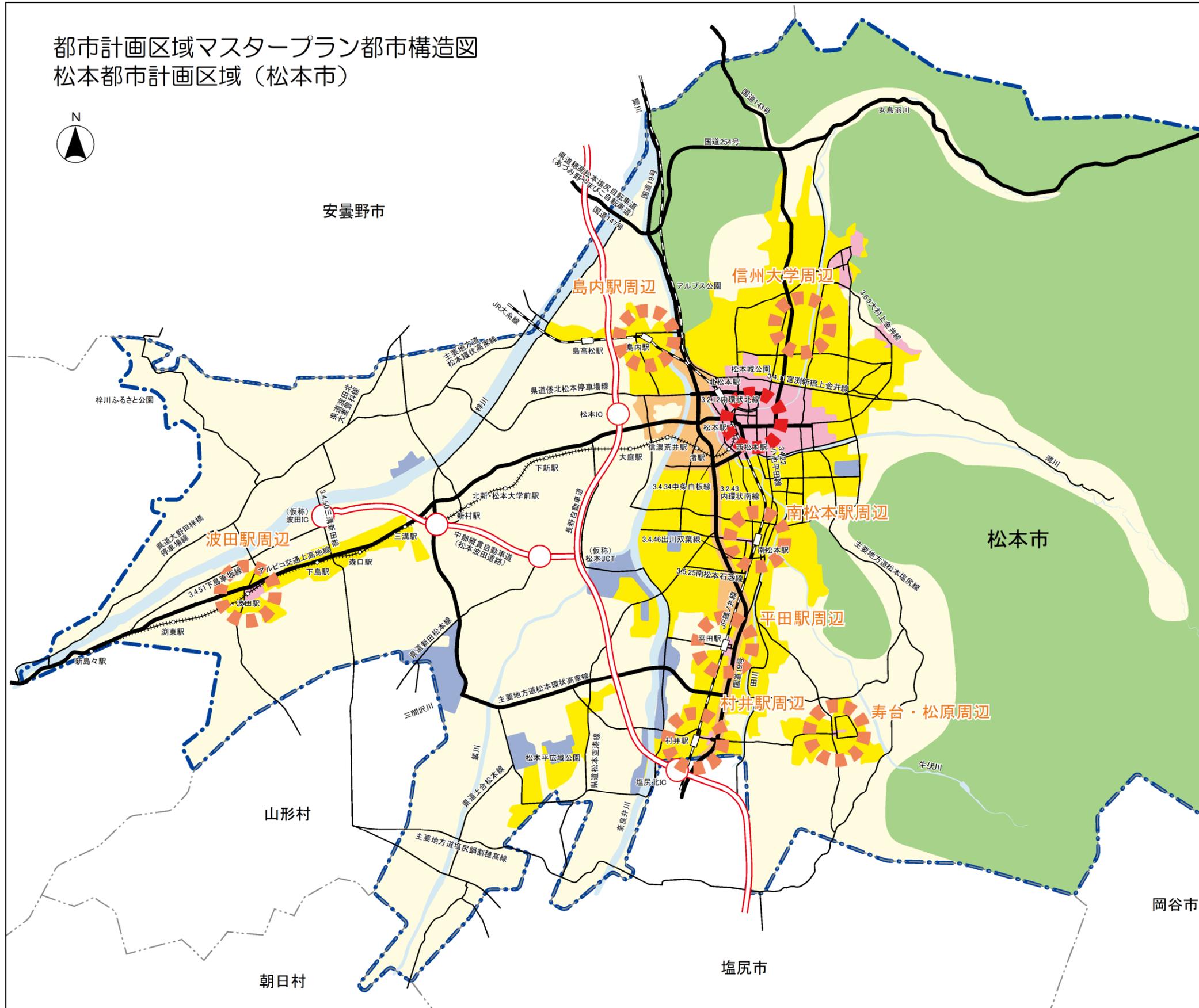
- ・ **アルプス公園の改修、松本城公園の整備**
- ・ **開発行為緑地の整備**

都市公園等の施設として整備すべき緑地は、アルプス公園、松本城公園等の改修・整備促進に加え、開発行為緑地の整備を推進する。

b. 主要な緑地保全地区など

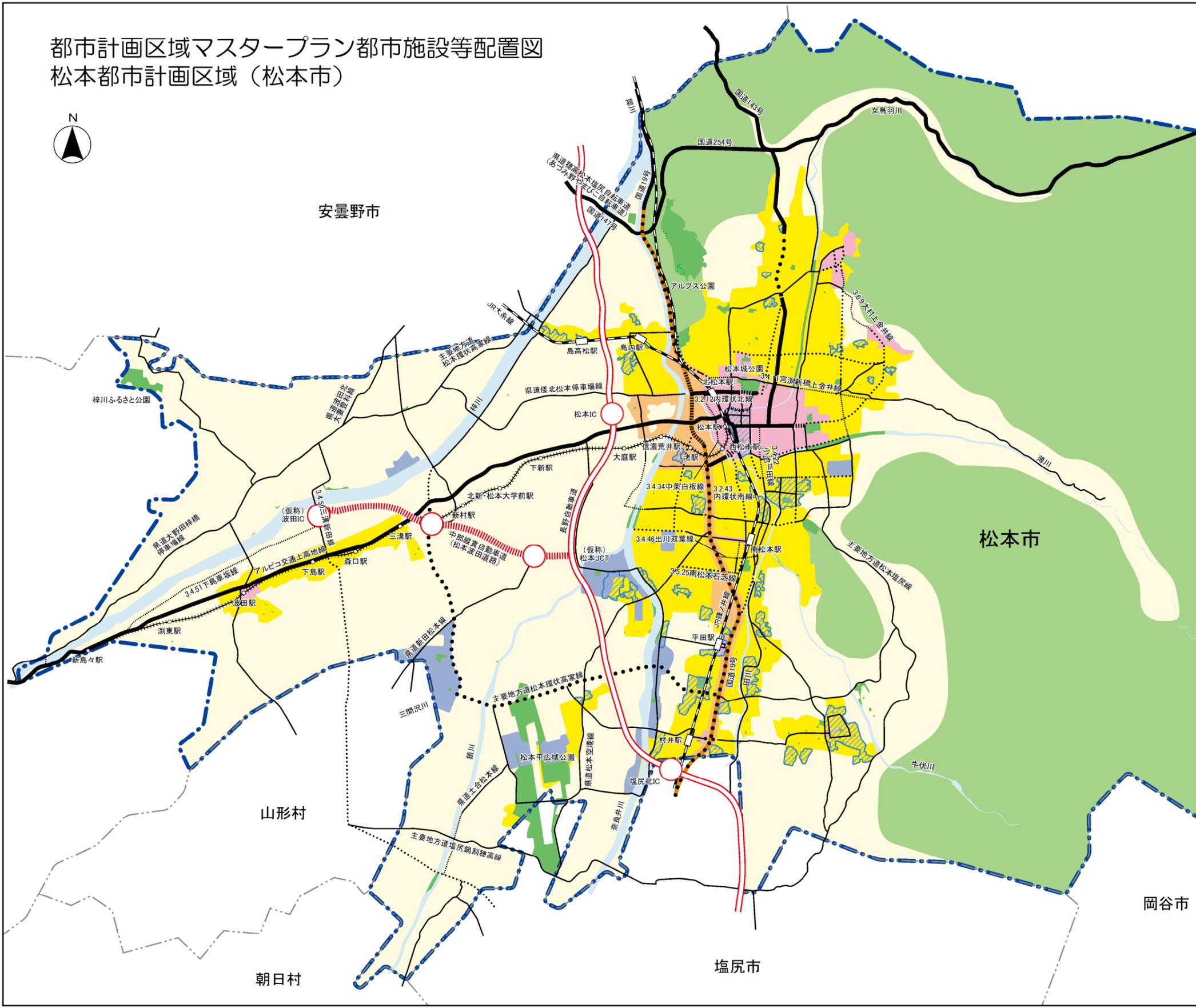
都市の緑の保全を図るため、特別緑地保全地区などの指定について研究を進める。

都市計画区域マスタープラン都市構造図  
松本都市計画区域（松本市）



- 中心拠点
- 地域拠点
- 自然ゾーン
- 農業ゾーン
- 住居系ゾーン
- 商業系ゾーン
- 工業系ゾーン
- 複合業務系ゾーン
- 都市計画区域
- 主要河川
- 行政界
- 高速道路
- 主要幹線道路
- 幹線道路
- 新幹線
- " (計画)
- 鉄道 (JR等)
- 鉄道 (私鉄)

都市計画区域マスタープラン都市施設等配置図  
松本都市計画区域（松本市）



- 都市計画区域
  - 自然ゾーン
  - 農業ゾーン
  - 住居系ゾーン
  - 商業系ゾーン
  - 工業系ゾーン
  - 複合業務系ゾーン
- 交通施設
- 高速道路
- 整備済み
  - 10年以内整備
- 主要幹線道路
- 国道／主要地方道（4車線以上）／一般県道（4車線以上）  
都市計画道路（2.2m以上）（4車線相当）
- 整備済み
  - 10年以内整備
  - 10年以降整備
- 幹線道路
- 主要地方道（2車線以上）／一般県道（2車線以上）  
上記を除く都市計画道路
- 整備済み
  - 10年以内整備
  - 10年以降整備
- 現道（県道以上）
- 公園・緑地
- 整備済み
  - 10年以内整備
  - 10年以降整備
- 市街地開発事業  
土地区画整理事業
- 整備済み
- 新幹線
- "（計画）
- 鉄道（JR等）
- 鉄道（私鉄）
- 行政界
-

**松本都市計画  
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針**

**令和3年 月発行**

**○長野県 松本建設事務所計画調査課**

〒390-0852 長野県松本市大字島立1020

TEL 0263-40-1964

FAX 0263-47-8027

**○長野県 建設部都市・まちづくり課**

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

TEL 026-235-7297

FAX 026-252-7315